

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○道路の供用開始 (道路課)	1
公告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	
〈2・25揭示〉	1

告 示

高知県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成22年3月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成22年3月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有岡川登
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市手洗川字南カドカ 谷山4327番9地先から 四万十市手洗川字北平尾 3113番地先まで	90	平成22年3月9日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成22年2月25日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成22年2月25日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年2月25日	特定非営利活動法人土佐高岡倶楽部	森 康信	土佐市高岡町甲2159番地の1	この法人は、高齢者や青少年等に対して、ソフトテニスなどのスポーツの振興に関する事業を行い、健康で快適な社会生活を確保することに寄与することを目的とする。